



電話診療による処方箋発行のご案内

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、院内感染を含む感染防止のため、非常時の対応として、
初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方
ができるようになりました。

(令和2年4月10日付厚生労働省通知より)

1. 対象となる方

- ・ 初診（当院に初めて受診する方、前回の受診から3ヵ月以上経過している方）
- ・ 当院で定期的に受診されている方

2. 処方できるお薬

・ 初診の方

（基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数7日間を上限とし、
麻薬及び向精神薬、抗悪性腫瘍薬、免疫疾患抑制薬などは処方できない）

・ 定期受診されている方

（これまでも処方されているお薬、当該疾患により予測される病状の変化に対してのお薬）

3. お申込み方法等

「電話診療のながれ」をご覧ください



注 意 事 項

① 電話診療を実施できない場合があること

医師が外来での診察が必要と判断した場合は、来院をお願いすることがあります。

② 臨時的な取り扱いであること

今回の取り扱いは、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を踏まえた臨時的な扱いですので、状況等に変化があった場合は、厚生労働省による見直しが行われることとされています。

